

65歳以上の  
皆さんへ

## 平成15年度から介護保険料が見直されました

介護保険は、国・県・町の負担金と、40歳以上のかたが納める保険料を財源に運営されています。皆さんから納められた保険料は介護サービス費用の保険給付など、介護保険を運営するための大切な財源となります。

高齢者のかたが安心して自立した生活を営むことができるように、町では「どのような介護サービスがどのくらい必要か」を見直しました。そのうえで、新しい保険料額が決まりました。

### 介護保険料の見直しが必要な理由

1. 要介護者の増加...高齢化に伴ない、介護サービスの必要なかたが増えています。
2. 介護サービスの利用の増加...介護保険制度の普及により、サービスの利用者や利用量が増えています。
3. 介護サービスの提供量の増加...サービス提供事業者の新規参入などにより、利用できるサービス量が増加しています。

### 介護サービス量などの見込み(平成12～14年度と平成15～17年度の比較)

65歳以上の 人 口	平成12～14年度	11,306人	
	平成15～17年度	12,368人(見込み)	9.4%増
要介護者数	平成12～14年度	1,197人	
	平成15～17年度	1,602人(見込み)	33.8%増
介 護 サービス量	平成12～14年度	1,935,540千円	
	平成15～17年度	2,710,691千円(見込み)	40.0%増

### 平成12～14年度と15～17年度の年額介護保険料の比較(所得段階別)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
H12～14	14,400円	21,600円	28,800円	36,000円	43,200円
H15～17	21,500円	32,300円	43,000円	53,800円	64,500円

### 平成15年度介護保険料の各月の納付金額

介護保険料は、ご本人とその世帯の町民税の課税状況により、5段階に分かれています。今年度の町民税の合計所得金額が確定するまで、前年度の保険料額で計算し(仮算定)、確定後は今年度の保険料額で再計算し(本算定)、不足分を以後の納期で納付します。具体的には、下の表のとおりとなります。

	年額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
特別徴収(年金天引き)	第1段階	21,500	2,400	-	2,400	-	2,400	-	4,900	-	4,700	-	4,700	-
	第2段階	32,300	3,600	-	3,600	-	3,600	-	7,300	-	7,100	-	7,100	-
	第3段階	43,000	4,800	-	4,800	-	4,800	-	9,600	-	9,500	-	9,500	-
	第4段階	53,800	6,000	-	6,000	-	6,000	-	12,000	-	11,900	-	11,900	-
	第5段階	64,500	7,200	-	7,200	-	7,200	-	14,300	-	14,300	-	14,300	-
		14年度の保険料額で納めます						新しい保険料額で納めます						-
普通徴収(納付書で納付)	第1段階	21,500	1,800	1,400	1,400	1,400	3,000	2,500	2,500	2,500	2,500	-	-	
	第2段階	32,300	2,700	2,100	2,100	2,100	4,300	3,800	3,800	3,800	3,800	-	-	
	第3段階	43,000	3,600	2,800	2,800	2,800	5,500	5,100	5,100	5,100	5,100	-	-	
	第4段階	53,800	3,600	3,600	3,600	3,600	6,900	6,500	6,500	6,500	6,500	-	-	
	第5段階	64,500	4,500	4,300	4,300	4,300	8,100	7,800	7,800	7,800	7,800	-	-	
		14年度の保険料額で納めます						新しい保険料額で納めます						-

・この表は一般的な例を示したものです。年度の途中で65歳になられた場合や、所得段階が変更になった場合はこの表とは異なった金額となります。

【問合せ先】福祉健康課